

バイク専用駐輪場契約書

パーク上尾団地管理組合（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、パーク上尾団地管理規約第18条の使用細則に
おけるバイク専用駐輪場使用細則に基づき、次の通りバイク専用駐輪場使用契約
（以下「本契約」という。）を締結する。

- 第 1 条 甲は、バイク専用駐輪場のうち管理組合が別途指定する位置を乙に
使用せしめることを約する。
- 第 2 条 乙は、駐輪する原動機付き自転車、軽2輪、小型自動2輪（以下
「バイク」）をあらかじめ甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け
出、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、駐輪するバイクに対し、甲の指定する場所にバイク専用ワッ
ペンを貼付しなければならない。
- 4 バイク専用駐輪場を使用できる車両は、50cc以下の原動機付き
自転車、軽2輪、小型2輪車で、サイドカーや牽引車などの特殊な
車両は使用できないものとする。
- 第 3 条 使用料金は後示の通りとし、使用料を甲に支払うものとする。
- 2 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。
- 3 バイク専用駐輪場の使用料金は、甲が決定するものとする。
- 第 4 条 使用期間は1年間とする。
- 年度内の途中で解約する場合や転居される場合でも、使用料金は返
金しない。
- 第 5 条 乙は、バイク専用駐輪場の使用权を他に譲渡、又は転貸等するこ
とができない。
- 第 6 条 乙は、バイク専用駐輪場を善良なる管理者の注意をもって使用し、
次にあげる行為をしてはならない。
- 一 バイクの駐輪以外の目的に使用すること
 - 二 指定された場所以外のところに駐輪しないこと
 - 三 駐輪場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込まないこと
 - 四 他のバイク、自転車などへの接触など行わないこと
 - 五 駐輪場内ではエンジンを掛けないこと
 - 六 法律上運行出来ない車両を保管駐輪すること
 - 七 前各号に規定するもののほか、バイク駐輪場使用細則に反する行
為をすること

- 2 前項の規定のほか、甲がバイク専用駐輪場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守らなければならない。

第 7 条 駐輪場内において駐輪車両が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失・毀損等、乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償を含む一切の責任を負わない。

第 8 条 本契約及びバイク専用駐輪場使用細則の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

- 2 乙が、その所有する専用部分を、他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したとき、または組合員より専有部分の貸与を受けた乙が本団地外へ転居したとき、本契約は効力を失う。

第 9 条 使用期間満了、契約の解除等によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用バイク駐輪場を甲に明け渡さなければならない。

第 10 条 本契約に定めのない事項については、パーク上尾バイク駐輪場使用細則によるほか、甲・乙協議の上、誠意をもって処理しなければならない。

・バイク専用駐輪場 駐輪車両名

・登録番号

・使用料金

バイク排気量	1 台目	2 台目以降
5 0 c c 以下	年 3, 0 0 0 円	年 1 0, 0 0 0 円
4 0 0 c c 以下	年 5, 0 0 0 円	年 1 0, 0 0 0 円
4 0 0 c c 以上	年 1 0, 0 0 0 円	年 1 0, 0 0 0 円

*原則は1住居1台まで。

*2台所有の場合、1台目を上記区分による少額の方を選択し、2台目を10,000円とする。

*年度内の途中で解約する場合や転居する場合でも、使用料金は返金しない。

・使用期間 1年間

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、署名捺印の上、甲・乙各1通を保持する。

年 月 日
甲 パーク上尾団地管理組合

理事長 印

乙 住戸番号 番館 号室

氏名 印